北竜町生涯学習人材バンク実施要領

（目的）

第１条　この要領は、優れた知識、技術、特技等を有する北竜町生涯人材バンク（以下「人材バンク」と

　いう。）に登録し、この情報を広く提供することにより、町民の学習活動及び学校教育活動（以下「生

　涯学習活動等」という。）を支援することを目的とする。

（登録の条件）

第２条　人材バンクに登録できる者は、生涯学習活動等を支援する意欲があり、そのための知識、　技術、

　特技等を有する町内に在住・在勤する個人又は団体とする。但し政治活動、宗教活動又は営利活動を目

　的とする者は、登録することができない。

（登録）

第３条　人材バンクに登録しようとする者は、北竜町生涯人材バンク登録申請書（様式第１号。以下「登

　録申請書」という。）を北竜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

２　教育委員会は、提出された登録申請書を適当と認めたときは、人材バンクに登録するものとする。

３　前項に掲げるもののほか、教育委員会が登録を適当と認める者については、本人の承諾を得て人材バ

　ンクに登録することができる。

（登録期間）

第４条　人材バンクの登録期間は、登録した日から登録した日の属する年度の翌年度末日までとする。

　　ただし、人材バンクに登録した者（以下「登録者」という。)から取消しの申し出がない限り、登録

　は、期間満了日の翌日から更に２年延長するものとし、期間の延長を受けた年以降も同様とする。

(登録者名簿の作成)

第５条　教育委員会は、登録者に関し、指導分野、指導内容等を記載した人材バンク登録者名簿（以下「登

　録者名簿」という。）を作成するものとする。

（登録事項の公開）

第６条　登録者名簿に登載された事項については、町ホームページ等で公開するものとする。この場合に

　おいて、登録者に係る事項については、次の各号に掲げる情報のみを公開するものとする。ただし、本

　人の申し出があった場合は、この限りでない。

　(1)　氏名（団体においては、団体名及び代表者名）

　(2)　性別（個人の場合のみ）

　(3)　生年月日（個人の場合のみ）

　(4)　前３号に掲げるもののほか、必要な事項

(登録の取消し)

第７条　教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

　(1)登録者から申し出があったとき。

　(2)登録者が人材バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利活動を行ったとき。

　(3)前２号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めたとき。

(登録内容の変更)

第８条　登録者は、登録申請書の記載事項に変更があった場合、速やかに教育委員会に申し出るものとす

　る。

(利用対象)

第９条　人材バンクの利用対象は、町内に在住、在勤又は在学するおおむね５人以上の参加者が見込まれ

　る団体の生涯学習活動等とする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合は、利用

　することができない。

(利用の方法等)

第１０条　人材バンクを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用希望日の２週間前までに教育委

　員会に申し込むものとする。

２　教育委員会は、当該利用の諾否を登録者に確認し、利用者に通知するものとする。

３　登録者の指導等に要する経費は、利用者が負担するものとする。

（傷害保険）

第１１条　登録者及び利用者は、当該生涯学習活動等の実施に伴い危険が予想される場合には、傷害保険

　に加入するよう努めるものとする。

(運営に関する事務)

第１２条　人材バンクの運営に関する事務は、教育委員会社会教育係において処理する。

　　　附　則

　この訓令は、公布の日からから施行する。